

第1章 新計画策定の考え方

(1) 計画策定の趣旨

県では、食は生命の根源であり、その安全・安心が確保されることは、県民の健康を守るうえで最も重要であるとの認識から、その法制的な枠組みとして「高知県食の安全・安心推進条例」(以下「条例」という。)を平成17年10月に制定し、食の安全・安心の確保に関する施策推進の基本理念等を定めました。

条例に基づき、平成19年2月に「高知県食の安心・安全推進計画」(以下「1次計画」という。)を策定し、食に関わるすべての関係者が連携・協働し、生産から流通・消費に至る一貫した食品の安全性の確保を推進し、県民が、健康で安全な食生活を営み、さらに誰もが安心して食生活を送ることができるよう総合的かつ計画的に取り組んできました。(1次計画期間：平成19年4月～平成24年3月)

その結果、各施策の推進は一定図られてきたところですが、事故米の不正流通や食品表示の偽装、焼き肉チェーン店における腸管出血性大腸菌による食中毒の発生、放射線に汚染されたおそれのある牛肉の流通など食の安全・安心を揺るがす事件は後を絶たず、県民の食の安全性に対する不安が解消されたとは言えない状況にあります。

このような状況のなか、計画の事業評価を行い、食の安全・安心をめぐる現状を再分析し、平成24年度からの5年間の計画を「第2次高知県食の安全・安心推進計画」(以下「2次計画」という。)として策定しました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、条例第7条の規定に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策の目標及び方向、内容について定めるものです。

なお、計画を定めるに当たっては、県民からの意見を反映させるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について調査審議するため、知事の附属機関として消費者、生産者・事業者、学識経験者で組織された「高知県食の安全・安心推進審議会」の意見を伺って策定しました。

(3) 計画の期間

2次計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

ただし、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化などにより、計画の変更が必要になった場合は必要に応じて見直しを行います。

(4) 計画の進行管理

この計画の推進に当たっては、高知県食の安全・安心推進審議会において、意見を頂きながら取組や目標の達成状況などについて進行管理を行います。

また、進行管理状況については、県のホームページ等で公表していきます。